

平成25年(ワ)第1992号、平成26年(ワ)第422号、平成27年(ワ)  
第517号

福島第一原子力発電所事故による損害賠償請求事件

原 告 [REDACTED]

被 告 国 ほか1名

被告国第8準備書面

平成28年3月30日

神戸地方裁判所第2民事部合議C係 御中

被告国指定代理人 鈴木和孝



清水真人



今村弘



帆足智典



石本慧



小西弘樹



赤尾信幸



朝山陽子



中野雅康



松田喜久



宮武光宏



黒田武志



竹本亮



武田龍夫



泉雄大



内山則之



佐々木陽子



村川正徳



木村真一



谷川泰淳



青木一哉



村田真一



足立恭二



荒川一郎



忠内巖大



熊谷和宣



照井裕之



森田深



齋藤哲也



鈴木健之



森野央士



樋口新治



大瀧拓馬



加藤彰二



池田健太郎



住田博正



東海斗



京藤雄太



田口周平



細川成己



大塚雄介



福島正也



川原佑介



第1	はじめに	1
第2	低線量被ばくによる健康影響の知見	1
第3	被告国による避難の基準	6
第4	原告らが法的利益を侵害されたことによる精神的苦痛に対する慰謝料として 求めるもののうち、中間指針等で示された精神的苦痛に対する賠償の範囲を超 える部分については、特段の主張立証がない限り福島第一発電所事故との相当 因果関係が認められないこと	7

## 第1 はじめに

原告らは、「包括的生活利益としての平穏生活権」（原告らの平成27年6月29日付け準備書面14〔以下「原告ら第14準備書面」という。〕14ページ）が侵害されたなどとして、その精神的苦痛を金銭的に評価した場合、原告1人当たり1500万円を下らない旨主張し（訴状143ページ）、「年間実効線量1ミリシーベルトを超える地域からの避難には合理的根拠があることは明らかであり、原告らが避難することを選択したことは相当因果関係が認められるとして法的に保護されなければならない。」（原告らの平成27年1月19日付け準備書面8・36ページ）と主張する。

本準備書面では、低線量被ばくによる健康影響の知見（後記第2）及びこれに基づく被告国の避難の基準（後記第3）について述べた上で、原告らの主張する「包括的生活利益としての平穏生活権」なるものが仮に国賠法上保護された利益に当たり得るとしても、原告らが主張する精神的苦痛に対する慰謝料のうち、少なくとも、不安感や危惧感などにとどまるものは、福島第一発電所事故との間に相当因果関係の認められる損害とはいえず、中間指針等で示された賠償の範囲を超える部分については、特段の主張立証がない限り、福島第一発電所事故との間に相当因果関係が認められる損害とはいえないことを主張する（後記第4）。

なお、略語については、本準備書面で新たに用いるもののほかは、従前の例による。参考までに本準備書面の末尾に略称語句使用一覧表を添付する。

## 第2 低線量被ばくによる健康影響の知見

1 100ミリシーベルト以下では発がんリスクの増加を証明することは難しいとされていること

国際放射線防護委員会（ICRP）は、専門家の立場から放射線防護に関する勧告を行う国際学術組織であるところ、ICRPが平成2年（1990年）

に行った勧告（以下「1990年勧告」という。）においては、放射線に起因するがん発症の確率は、線量におよそ比例して線量の増加分とともに上昇するとされている（丙E共第1号証・6ページ）。しかし、この確率的影響は、100ミリシーベルトを超えると発がんリスクが増加するものの、100ミリシーベルト以下では発がんリスクの増加を証明することは難しいとされている（UNSCEAR 2010年報告書〔丙E共第2号証・9ページ〕、国際放射線防護委員会〔ICRP〕が2007年に行った勧告〔以下「2007年勧告」という。甲E共第79号証・131ページ〕）。

この点は、平成23年12月22日付け「低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ報告書」（甲E共第61号証）にも、「広島・長崎の原爆被爆者の疫学調査の結果からは、被ばく線量が100ミリシーベルトを超えるあたりから、被ばく線量に依存して発がんのリスクが増加することが示されている。国際的な合意では、放射線による発がんのリスクは、100ミリシーベルト以下の被ばく線量では、他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さいため、放射線による発がんリスクの明らかな増加を証明することは難しいとされる。疫学調査以外の科学的手法でも、同様に発がんリスクの解明が試みられているが、現時点では人のリスクを明らかにするには至っていない。」と記載されている（同号証・4ページ）。なお、ここでいう100ミリシーベルトの被ばくについての評価は、短時間に被ばくした場合の評価であるが、低線量率の環境で長期間にわたり継続的に被ばくし、積算量として合計100ミリシーベルトを被ばくした場合は、短時間で被ばくした場合より健康影響が小さいと推定されている（同ページ）。

2 1990年勧告は、職業被ばくについて、5年間の平均値が年当たり20ミリシーベルト（5年間に100ミリシーベルト）、生涯実効線量が1シーベルトを超えないことを線量限度としたこと

また、職業被ばくに関するものではあるが、長期間の低線量被ばくによる発

がんリスクを考える上では、信頼できる統計データに基づいて1990年勧告が示した職業被ばくの線量限度が参考になる。

1990年勧告（丙E共第1号証）は、職業被ばくの場合の制限線量を、47年という就労期間にわたり一様に受ける生涯線量又は作業の各年に受ける年線量とし、被ばくの耐容性の程度として、容認不可（いかなる合理的な根拠に基づいても被ばくを受け入れることができないことを示すもの）と耐容可（歓迎されないが合理的に耐えられることを意味するもの）との間の領域における境界値を示すこととし、全就労期間にわたり毎年受ける年線量としての各試行値を定め、この年線量に対する連続均等被ばくの結果を検討している（同号証・44、45ページ）。ここで検討の対象とされたのは、「表5 作業者集団の被ばくによる損害の諸属性」（同号証・46ページ）における年齢別の計算結果に基づき算出されたデータであり、この表5によれば、年実効線量の試行値は、10ミリシーベルト、20ミリシーベルト、30ミリシーベルト、50ミリシーベルトとされ、全ての作業年にこの年線量を受けるとの前提で、それぞれに47を乗じると、概算で0.5シーベルト、1.0シーベルト、1.4シーベルト、2.4シーベルトとなり、各寄与死亡の確率（がんによる死亡の確率）は1.8パーセント、3.6パーセント、5.3パーセント、8.6パーセントとされている。

その上で、1990年勧告（丙E共第1号証）は、いかなる1年間にも実効線量は50ミリシーベルトを超えるべきではないという付加条件付きで、5年間の平均値が年当たり20ミリシーベルト（5年間に100ミリシーベルト）、生涯実効線量が1シーベルトを超えないことを線量限度とした（同号証・48、49ページ）。上記の表5のとおり、この生涯実効線量1シーベルトを前提とすると、「寄与死亡の確率」は3.6パーセントとなり、がんによる死亡の確率が約50年で3.6パーセント上昇することを意味する。

1990年勧告（丙E共第1号証）は、上記の実効線量の制限について、「経

済的および社会的要因を考慮に加えたうえ合理的に達成しうるかぎり低いレベルの線量の達成を目指す、防護体系の一部を構成」し、「計画的な職業被ばくが、ちょうどぎりぎり耐えうると合理的にみなすことのできる点を表している」と位置づけ、この「実効線量の制限により、実効線量が限度値で長期間続いたと仮定しても、ほとんどすべての組織・臓器に確定的影響を起こさないことは確実である。」としている（同号証・50ページ）。

上記の線量限度は、職業被ばくに関するものではあるが、被ばくによるがん発症リスクの確率的影響についても、容認できる上限の数値を示したものとみることができる。

そして、このように長期被ばくの線量限度を定量的に示した信頼度の高い調査報告は、他には見受けられない。

### 3 國際的な放射線防護の考え方はより安全サイドに立って、緊急時被ばく状況の放射線量レベルを20ミリシーベルトから100ミリシーベルトとしたこと

上記で述べたような放射線の人体に対する影響が、これまで科学的に証明されているが、他方で、放射線防護の立場においては、低線量被ばくであっても、直線的にリスクが増加するという考え方が採用されており、1990年勧告は、「約100mSvを下回る線量においては、ある一定の線量の増加はそれに正比例して放射線起因の発がん又は遺伝性影響の確率の増加を生じるであろうという仮定」（LNTモデルと呼ばれる仮説である。）を前提としている。

2007年勧告（甲E共第79号証）は、この仮定を基に、被ばくの状況を、年間20～100ミリシーベルト、年間1～20ミリシーベルト、年間1ミリシーベルト以下の3つのタイプに分類している（同号証・57ないし59ページ）。

しかしながら、2007年勧告（甲E共第79号証）には、「LNTモデルが実用的なその放射線防護体系において引き続き科学的にも説得力がある要素である一方、このモデルの根拠となっている仮説を明確に実証する生物学的／

疫学的知見がすぐには得られそうにないということを強調しておく（括弧内略）。低線量における健康影響が不確実であることから、委員会は、公衆の健康を計画する目的には、非常に長期間にわたり多数の人々が受けたごく小さい線量に関連するかもしれないがん又は遺伝性疾患について仮想的な症例数を計算することは適切ではないと判断する（括弧内略）。」（同号証・17ページ）と記載されている。このように、LNTモデルの仮説は、科学的に証明された真実として受け入れられているのではなく、飽くまで公衆衛生上の安全サイドに立った判断として採用されているものである（甲E共第61号証・8ページ）。

リスクの程度としてみれば、例えば、日本国内では、自然放射線のレベルが年平均1.5ミリシーベルトであり、生涯を80年とすれば自然放射線を120ミリシーベルト被ばくすることになるが、地域によっては、年間で0.3～0.4ミリシーベルトの差があり、生涯に30ミリシーベルト程度の被ばくの差が生じる場合もある（島田義也ほか「低線量放射線の人体影響を考察する」〔丙E共第3号証・23, 24ページ〕）。また、世界の高自然放射線地域の一つであるインドのケララ地方住民の疫学調査では、蓄積線量が500ミリシーベルトを超える集団であっても、発がんリスクの増加は認められないとされており（甲E共第61号証・4ページ），この点については、上記島田ほか（丙E共第3号証）においても、インドのケララ州は、高いところでは年間16ミリシーベルトの被ばく線量となるが、住民のがん死亡の過剰相対リスクは積算線量が600ミリシーベルトでも増加していないとされ、このデータは、がん登録がしっかりとしており、比較的信頼できるものであると指摘されている（同号証・25ページ）。また、年間20ミリシーベルト被ばくすると仮定した場合の健康リスクは、日常生活においてごく普通に見られる生活習慣等に伴う発がんリスク（喫煙〔1000～2000ミリシーベルトのリスクと同等〕，肥満〔200～500ミリシーベルトのリスクと同等〕，野菜不足〔100～2

00ミリシーベルトのリスクと同等])と比べても低いものである(甲E共第61号証・9, 10ページ)。

### 第3 被告国による避難の基準

被告国は、福島第一発電所から半径20km圏内、被告東電の福島第二発電所から半径10km圏内の区域について、原災法に基づき、各地方公共団体の長に対し、住民の避難を指示した(乙E共第3号証、乙E共第4号証。以下、この区域を「避難区域」という。)。なお、平成23年4月21日に、福島第二発電所の半径10km圏内から半径8km圏内に縮小し(乙E共第6号証)、同月22日には、福島第一発電所の半径20km圏内を「警戒区域」に設定している(乙E共第7号証)。また、被告国は、福島第一発電所から半径20kmから30km圏内の区域について、原災法に基づき、各地方公共団体の長に対し、住民の屋内退避を指示した(乙E共第5号証)。なお、平成23年4月22日、後述の計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の指定に伴い、この区域指定が解除されている(乙E共第8号証)。

また、被告国は、原災法に基づき、福島第一発電所から半径20km以遠の周辺地域のうち、事故発生から1年内に積算線量が20ミリシーベルトに達するおそれのある区域について、各地方公共団体の長に対し、計画的な避難を指示した(乙E共第8号証。以下、この区域を「計画的避難区域」という。)。

また、原災法に基づき、福島第一発電所から半径20km以上30km圏内の区域から計画的避難区域を除いた区域のうち、常に、緊急時に避難のための立退き又は屋内への退避が可能な準備をすることが求められ、引き続き自主避難をすること、及び、特に子供、妊婦、要介護者、入院患者等は立ち入らないこと等が求められる区域について、各地方公共団体の長に対し、緊急時の避難又は屋内退避が可能な準備を指示した(乙E共第8号証)。さらに、計画的避難区域及び警戒区域以外の場所であって、地域的な広がりが見られない、福島第

一発電所事故発生から1年間の積算線量が20ミリシーベルトを超えると推定される空間線量率が続いている地点について、被告国が住居単位で設定して、そこに居住する住民に対する注意喚起、自主避難の支援、促進を行うことを表明した（乙E共第11号証の1ないし8）。

これらの区域設定は、前記第2で述べた低線量被ばくに関する知見を基に、被告国が行ったものである。

なお、南相馬市は、独自の判断により、同市内に居住する住民に対し、一時避難を要請した。

**第4 原告らが法的利益を侵害されたことによる精神的苦痛に対する慰謝料として求めるもののうち、中間指針等で示された精神的苦痛に対する賠償の範囲を超える部分については、特段の主張立証がない限り福島第一発電所事故との相当因果関係が認められないこと**

#### 1 中間指針等で示された精神的損害の内容

被告国は、前記第3で行った区域設定を前提に、原賠法に基づき被告東電が賠償を行うに当たり原子力損害の範囲や損害項目の目安に関する考え方を示した中間指針及び中間指針第二次追補において、被告国や地方公共団体が住民に避難等を要請した区域内（以下、これらの区域を併せて「避難指示等対象区域」という。）の者について、自動車損害賠償責任保険における慰謝料や民事交通事故訴訟損害賠償額算定基準による期間経過に伴う慰謝料の変動状況等を参考に損害額の目安を示した。すなわち、福島第一発電所事故から6か月間（第1期）は1人月額10万円（避難所等において避難生活をした期間は1人月額12万円）、その後の避難指示区域見直しの時点まで（第2期）は1人月額5万円、その後の終期までは避難指示解除準備区域、居住制限区域に設定された地域は1人月額10万円、帰還困難区域に設定された地域については1人600万円とした（乙A第1号証・17ないし23ページ、乙A第5号証・2ないし

10ページ)。

加えて、被告国は、中間指針第四次追補において、長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこで生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等による損害に対する賠償金額の目安を示した。すなわち、①帰還困難区域又は大熊町若しくは双葉町の居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域については、中間指針第二次追補で示した1人600万円に1000万円を加算し、600万円を月額に換算した場合の将来分(平成26年3月以降)の合計額(ただし、通常の範囲の生活費の増加費用を除く。)を控除した金額、それ以外の地域については、引き続き1人月額10万円とした(乙A第7号証・4ないし8ページ)。

また、被告国は、避難指示等対象区域以外の、放射線量が20ミリシーベルトを下回る区域においても、福島第一発電所からの距離、避難指示等対象区域との近接性、被告国や地方公共団体から発表された放射線量に関する情報、居住する市町村の自主的避難の状況等の要素を総合的に勘案し、一般人が放射線被ばくへの恐怖や不安を抱くこともあると考えられることを踏まえ、損害賠償の対象とすることとし、その金額の目安を示した。すなわち、福島県内の地域で避難指示等対象区域を除く一定の地域内(以下「自主的避難対象区域」という。)の者についても、中間指針第一次追補において、身体的損害を伴わない慰謝料に関する裁判例等を参考にしつつ、子供及び妊婦の場合の同伴者や保護者分も含めた生活費の増加費用等を一定程度勘案し、自主的避難等対象者の福島第一発電所事故発生当初の時期の損害として1人8万円とした(ただし、子供及び妊婦については、福島第一発電所事故発生から平成23年12月末までの損害として1人40万円とした。)(乙A第3号証)。

2 不安全感や危惧感などにとどまるものは、少なくとも、福島第一発電所事故との間に相当因果関係が認められる損害とはいえず、中間指針等で示された精神的苦痛に対する賠償の範囲を超える部分については、特段の主張立証がない限

## り福島第一発電所事故との相当因果関係が認められないこと

原告らは、「包括的生活利益としての平穏生活権」（原告ら第14準備書面14ページ）が侵害されたなどとして、その精神的苦痛を金銭的に評価した場合、原告1人当たり1500万円を下らない旨主張する（訴状143ページ）。

この点、前記1のとおり、被告国は、100ミリシーベルト以下では発がんリスクの増加を証明することが難しいとされるものの、公衆衛生上の安全サイドに立って採用された仮説を基に、それほど健康影響が大きいとはいえない20ミリシーベルトという低線量の放射線量を1つの基準として、避難指示区域を設定したものである。そして、被告国は、これを踏まえて、避難指示等対象区域内の人々に対する損害の範囲に関する考え方を示し、しかも、当該区域内の人々にとどまることなく、福島第一発電所からの距離、避難指示等対象区域との近接性、居住する市町村の自主的避難の状況等の要素を総合的に勘案して、可能な限り広くかつ早期に救済するとの観点から、損害の範囲についての考えを示している。すなわち、一定区域において自主的避難等をした人々についても、それらの人々に生じた「自主的避難により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛」や「放射線被曝への恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛」について、一定の範囲で賠償すべき損害に含まれるとの考えを示しているのである。

もとより、福島第一発電所事故と自主的避難等に係る損害との相当因果関係の有無は、最終的には個々の事案ごとに判断されるべきものであり、福島第一発電所事故に起因して実際に生じた被害の全てが、福島第一発電所事故と相当因果関係のある損害として賠償の対象となるものではない。仮に、原告らの主張する「包括的生活利益としての平穏生活権」なるものの中に、国賠法上保護された利益に当たるもののが含まれているとしても、前記のような低線量の放射線量の影響等を踏まえて、中間指針等において示された避難指示等対象区域の

ほか、可能な限り広くかつ早期に救済するとの観点から設定された、自主的避難対象区域の考え方等に照らせば、中間指針等で示された賠償の範囲を超える部分については、特段の主張立証がない限り、相当因果関係は認められないというべきである。少なくとも、原告らが主張する慰謝料の根拠とする精神的苦痛のうち、不安感や危惧感にとどまるものは、福島第一発電所事故との相当因果関係の認められる損害として賠償の対象とはなり得ないというべきである。

以上

略称語句使用一覧表

略 称	基 本 用 語	使用書面	ペ ー ジ	備 考
本件地震	平成23年3月11日午後2時46分頃 発生したマグニチュード9.0の地震	答弁書	1	
被告東電	相被告東京電力株式会社	答弁書	1	
福島第一発電所	福島第一原子力発電所	答弁書	1	
福島第一発電所事故	福島第一発電所において原子炉から放射性物質が放出される事故	答弁書	1	
炉規法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	答弁書	3	
国会事故調査報告書	国会における第三者機関による調査委員会が発表した平成24年7月5日付け報告書	答弁書	6	
原賠法	原子力損害の賠償に関する法律	答弁書	8	
原災法	原子力災害対策特別措置法	答弁書	8	
スリーマイル島原発事故	米国・スリーマイル島発電所事故	答弁書	10	
I N E S	国際原子力・放射線事象評価尺度	答弁書	10	
チェルノブイリ原発事故	旧ソ連・チェルノブイリ発電所事故	答弁書	10	
日本版評価尺度	日本独自の原子力発電所事故・故障等評価尺度	答弁書	12	
原子力安全基盤機構	独立行政法人原子力安全基盤機構（JNES）	答弁書	12	

福島第二発電所	福島第二原子力発電所	答弁書	12
政府事故調査中間報告書	政府に設置された東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会作成の平成23年12月26日付け「中間報告」	答弁書	21
SPEEDI	緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム	答弁書	30
ERSS	原子力安全基盤機構が運用している緊急時対策支援システム	答弁書	30
国賠法	国家賠償法	答弁書	31
長期評価	地震調査研究推進本部地震調査委員会が発表した「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」	答弁書	35
バックチェックルール	原子力安全・保安院が策定した「新耐震指針に照らした既設発電用原子炉施設等の耐震安全性の評価及び確認に当たっての基本的な考え方並びに評価手法及び確認基準について」	答弁書	43
昭和52年安全設計審査指針	原子力委員会が制定した「発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針」	答弁書	47
NRC	米国原子力規制委員会	答弁書	53
放射線障害防止法	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	第1準備書面	10

省令62号	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令	第1準備書面	12	
保安院	原子力安全・保安院	第1準備書面	16	
本件設置等許可処分	内閣総理大臣が昭和41年から昭和47年にかけて行った福島第一発電所1号機ないし同発電所4号機の各設置(変更)許可処分	第1準備書面	21	
後段規制	設計及び工事の方法の認可、使用前検査の合格、保安規定の認可並びに施設定期検査までの規制	第1準備書面	22	
昭和39年原子炉立地審査指針	昭和39年5月27日に原子力委員会によって策定された原子炉立地審査指針	第1準備書面	24	
昭和45年安全設計審査指針	軽水炉についての安全設計に関する審査指針について(昭和45年4月23日原子力委員会了承)	第1準備書面	24	
原子炉施設	原子炉およびその附属設備	第1準備書面	27	
地震本部	地震調査研究推進本部	第1準備書面	28	
平成13年安全設計審査指針	平成13年3月29日に一部改訂された安全設計審査指針	第1準備書面	30	
平成13年耐震設計審査指針	平成13年3月29日に一部改訂された耐震設計審査指針	第1準備書面	31	

針				
平成18年耐震設計審査指針	平成18年9月19日に原子力安全委員会において新たに決定された耐震設計審査指針	第1準備書面	35	
宅建業者最高裁判決	最高裁判所平成元年11月24日第二小法廷判決	第2準備書面	6	
クロロキン最高裁判決	最高裁判所平成7年6月23日第二小法廷判決	第2準備書面	7	
筑豊じん肺最高裁判決	最高裁判所平成16年4月27日第三小法廷判決	第2準備書面	7	
関西水俣病最高裁判決	最高裁判所平成16年10月15日第二小法廷判決	第2準備書面	7	
本件各判決	宅建業者最高裁判決、クロロキン最高裁判決、筑豊じん肺最高裁判決及び関西水俣病最高裁判決	第2準備書面	7	
クロロキン最高裁判決等	宅建業者最高裁判決及びクロロキン最高裁判決	第2準備書面	7	
筑豊じん肺最高裁判決等	筑豊じん肺最高裁判決及び関西水俣病最高裁判決	第2準備書面	7	
原告ら第1準備書面	平成26年4月15日付け準備書面1 (求釈明に対する回答等)	第2準備書面	7	
宅建業法	宅地建物取引業法	第2準備書面	13	
水質二法	公共用水域の水質の保全に関する法律及び工場排水等の規制に関する法律	第2準備書面	18	
その他の規制	日本薬局方からの削除や製造の承認の取	第2準備書	22	

措置	消しの措置以外の規制措置	面		
延宝房総沖地震	1677年11月の地震	第3準備書面	12	
合同WG	総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会地震・津波、地質・地盤合同ワーキンググループ	第3準備書面	20	
本件各評価書	「耐震設計審査指針の改訂に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所5号機耐震安全性に係る中間報告の評価について」及び「耐震設計審査指針の改訂に伴う東京電力株式会社福島第二原子力発電所4号機耐震安全性に係る中間報告の評価について」	第3準備書面	20	
原告ら第9準備書面	平成27年3月4日付け準備書面9（津波の予見可能性）	第4準備書面	1	
原告ら第13準備書面	平成27年5月12日付け準備書面13（被告国の規制権限不行使の違法性について（主張の整理））	第5準備書面	1	
津波評価技術	土木学会原子力土木委員会が平成14年2月に刊行した「原子力発電所の津波評価技術」	第5準備書面	15	
貞観津波	西暦869年に東北地方沿岸を襲った貞観地震によって東北地方に到来した津波	第5準備書面	31	
女川発電所	東北電力株式会社女川原子力発電所	第5準備書面	37	

浜岡発電所	中部電力株式会社浜岡原子力発電所	第5準備書面	37	
大飯発電所	関西電力株式会社大飯発電所	第5準備書面	37	
泊発電所	北海道電力株式会社泊発電所	第5準備書面	37	
技術基準	安全設計審査指針及び発電用原子力設備に関する技術基準	第5準備書面	45	
スマトラ沖地震	平成16年12月26日にインドネシアのスマトラ島沖で発生した地震	第5準備書面	51	
マイアミ論文	被告東電の原子力技術・品質安全部員が平成18年7月に米国マイアミで開催された第14回原子力工学国際会議で発表した論文	第5準備書面	53	
佐竹ほか(2008)	「石巻・仙台平野における869年貞観津波の数値シミュレーション」(佐竹健治・行谷佑一・山本滋)	第5準備書面	54	
原告ら第12準備書面	平成27年5月12日付け準備書面12(SA対策に関する被告らの予見可能性)	第6準備書面	1	
平成24年改正	平成24年法律第47号による改正	第6準備書面	2	
使用停止等処分	平成24年改正後の炉規法43条の3の23に定める保安のために必要な措置	第7準備書面	8	
原告ら第14準備書面	平成27年6月29日付け準備書面14(本件で侵害された利益)	第8準備書面	1	
1990年勧	国際放射線防護委員会(ICRP)が平	第8準備書	2	

告	成2年（1990年）に行った勧告	面		
2007年勧告	国際放射線防護委員会（ICRP）が2007年に行った勧告	第8準備書 面	2	
避難区域	被告国が、原災法に基づき、各地方公共団体の長に対し、住民の避難を指示した区域（福島第一発電所から半径20km圏内、福島第二発電所から半径10km圏内の区域）	第8準備書 面	6	
計画的避難区域	被告国が、原災法に基づき、各地方公共団体の長に対し、計画的な避難を指示した区域（福島第一発電所から半径20km以遠の周辺地域のうち、事故発生から1年内に積算線量が20ミリシーベルトに達するおそれのある区域）	第8準備書 面	6	
避難指示等対象区域	被告国や地方公共団体が住民に避難等を要請した区域内	第8準備書 面	7	
自主的避難対象区域	福島県内の地域で避難指示等対象区域を除く一定の地域内	第8準備書 面	8	

特に断らない限り答弁書とは平成26年2月25日付け答弁書を指す。

なお、正確性を期すため、従前の「基本用語」の記載を一部変更した。